

第22回休眠預金等活用審議会ワーキンググループ議事録

1. 日時：令和5年12月14日（木）13:00～14:01
2. 場所：オンライン会議
3. 出席者：
（専門委員） 小河主査、曾根原専門委員、栗林専門委員、小林専門委員、白石専門委員、
玉田専門委員
（内閣府） 福田休眠預金等活用担当室室長、田中休眠預金等活用担当室参事官
（指定活用団体：一般財団法人日本民間公益活動連携機構）
大川事務局長
4. 議題：1. 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針の改正について
2. 2023年度休眠預金等交付金活用推進基本計画の変更について
3. 日本民間公益活動連携機構の2023年度事業計画等の変更について

○福田室長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

内閣府休眠預金等活用担当室長の福田です。

ただいまより、第22回「休眠預金等活用審議会ワーキンググループ」を開会いたします。

本日も、オンライン開催とさせていただきます。

皆様、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、まず、専門委員の改選がございましたので、報告いたします。

参考資料を御覧ください。

本日は御欠席ですが、11月13日付で新たに吹田博史専門委員に加わっていただいております。

また、JANPIAからは、大川事務局長にも御出席いただいております。

本日は、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針の改正」、「2023年度休眠預金等交付金活用推進基本計画の変更」、及び「JANPIAの2023年度事業計画等の変更」につきまして、御審議いただきたいと思っております。

本日の会議資料については、議事次第に記載されているとおりであります。

それでは、以後の議事進行は、小河主査にお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○小河主査 皆さん、こんにちは。本日もよろしくお願いたします。

それでは、早速、議事に入ります。

時間も限られていますので、議事1～3をまとめて内閣府及びJANPIAから御説明いただき、続けて、意見交換とさせていただきます。

なお、本日の資料及び議事録については、速やかに公表することといたしますので、御

承知おきください。

まず、内閣府より御説明いただきます。よろしくお願いたします。

○田中参事官 それでは、内閣府から説明をさせていただきます。

まず、資料1を御覧ください。今後のスケジュールでございます。前回ワーキングにつきましては、10月25日の開催になっておりまして、その際には、基本方針の出資の部分、2023年度基本計画・JANPIAの事業計画につきまして出資以外の部分を反映させたもの、子育て緊急枠を新たに設けたというところを御議論いただいたところでございます。その部分については、10月末から11月の中旬にかけて改定したところでございまして、既に11月上旬から通常枠の第2回、子育て支援も含めた緊急枠の公募を開始しているところでございます。

前回、基本方針の改定で出資について御議論いただいたところでございますけれども、その後、1か月間のパブコメにかけさせていただいてございますので、今日はその報告をさせていただきます。2023年度基本計画、JANPIAの事業計画の改定でございますけれども、12月31日に改正法の施行が決まりましたので、可能であれば、来年の1月頃から、活動支援団体・出資に係る公募を開始したいと考えております。それに伴う基本計画・事業計画の改定をしたいと思っておりますので、そこについての御議論をお願いできればと考えております。

それでは、資料2を御覧ください。「1. 基本計画・事業計画の位置付け」でございます。そこに図がありますとおり、法律が一番上位になってございますけれども、改正法に伴い、基本方針も変え、政府が毎年度策定する基本計画も変更する、それに即してJANPIAの事業計画と収支予算を変更するという仕組みになってございます。「2. 基本計画・事業計画の変更のポイント」でございます。まず、(1)活動支援団体の助成につきましては、9月に一度御議論いただいたところでございますけれども、今回、2023年度の活動支援団体に対する助成総額につきましては、3億円を目安とすることを明示してございます。助成の期間につきましては、支援内容に応じて1～3年にしております。続いて、活動支援団体の事業区分でございまして、2つのメルクマールで分けてございます。1つが支援対象の区分で、①既存の資金分配団体を含む、資金支援の担い手、②既存の実行団体を含む、民間公益活動を実施する担い手の2つに区分をしてございます。続きまして、支援内容の分野として、①事業実施、②組織運営、③広報・ファンドレイジング、④社会的インパクト評価の4つの分類に分けた上で、申請する団体において、まず支援対象について、資金支援あるいは事業を実施する担い手のどちらで支援をするかを選んでいただき、支援内容の分野として、その4つの中から分野を選んでいただくことにしてございます。続きまして、(2)出資事業につきましては、2023年度のJANPIAによる出資総額の上限は、10億円を目安とすることにしてございます。JANPIAに、資金分配団体に申請した団体の審査等を行う投資審査会というものを新たに設置することとしてございます。(3)公表スケジュールにつきましては、活動支援団体、出資事業いずれも、来年1月を目途に、公

募要領を公表し、事業の申請受付を開始したいと考えてございます。

続きまして、資料3でございます。基本方針の出資につきまして、パブリックコメントに付した結果について、説明をさせていただきます。募集期間につきましては、11月3日から12月2日の1か月間でございます。意見の総数としては、6件ございました。出資に関する意見が5件で、制度全般に関する意見が1件でございます。1点、パブリックコメントの意見を踏まえまして、本文を修正している箇所がございますので、そこを説明させていただきます。5番のところでございます。本文の注25の、「出資事業全体で投資倍率1倍を目指す」というところの後段に、「社会的インパクトは大きいものの低収益性が見込まれる事業は、助成による資金支援で対応する」という文章がございました。この文章に対して、資金提供による出資と助成の使い分けが低収益性が見込まれるかどうかのみによって判別されているように読み取れるという御意見がございました。出資に当たっては、事業の特性、団体の特性、活動実績といったもので判断されるべきというところが、御意見のポイントでございました。右側ですけれども、実は前回の審議会でもこの部分について同じような御意見をいただいておりますので、そういった意見も踏まえて、修正をしたいと考えてございます。変更の案でございますけれども、「出資先の選定に当たって、社会的インパクトや収益性の見込み、実行団体やその事業の成長段階など」と書いていますけれども、実行団体の形態や団体自体の特性を総合的に勘案するものとし、JANPIA自体は出資事業全体として投資倍率1倍以上を目指すという修文をしてございます。

内閣府からは以上でございますので、JANPIAにバトンタッチをしたいと思えます。

○大川事務局長 ありがとうございます。大川から、御説明を差し上げたいと思えます。

資料4「2023年度事業計画変更（案）のポイント」とお示ししている資料で、御説明を差し上げたいと思えます。

目次は、御覧いただいているとおり、まずは、活動支援団体に関するところ、また、出資事業に関するところです。最後のほうで、「休眠預金活用事業の現況」ということで、前回もお示ししておりますが、その後の状況の資料を少しつけておりますので、簡単に触れさせていただきたいと思えます。

まず、活動支援団体であります。内閣府からの御説明のとおりではありますが、休眠預金の事業の中で、活動支援団体で目指していく、世界観と言ったら言葉が少し大げさかもしれませんが、そういったところを、JANPIAなりに整理したものが、こちらのスライドになります。この活動支援団体の支援において、例えば、資金支援の担い手、資金分配団体の育成が実現することによって、以前も少し御説明したことがあると思えますが、資金分配団体が所在しない県もまだまだたくさんございますので、そういったところにも資金分配団体が創出されていくというところを目指せばということが1つ。担い手に伴って、実行団体も増えていくだろうということです。また、さらに、実行団体の担い手あるいは民間公益活動の担い手といった領域においては、課題意識としては、組織基盤の強化、そこに関わる人員の育成、人材の確保が進む方向でいければ、より課題解決が加速するのかなど。

仮説ではないのですが、実際の事業を運営してきた中での率直な感想・印象みたいなところを踏まえると、また、議連でヒアリングされたところを踏まえると、この育成は非常に大事だと。これが活動支援団体という枠組みの中で実現されていくことで、担い手の運営体制が強化される、また、事業運営が効率化されてさらなる制度の活用が促進されていく、このような世界観を目指していきたいということでもあります。その結果、資金分配団体においては、より一層、従来の枠組みの中での資金支援、伴走支援の非資金的支援、特に、非資金的支援の厚み、質と量を増していく効用もあるのかなと思っています。また、JANPIAにおいても、より資金分配団体に自律的に事業を行っていただく中で、広報や調査研究に向き合う時間も創出されていく。そのような関係者間での相乗効果が期待される。こういったところを目指して、活動の担い手を増やしていく努力を重ねていく。それが活動支援団体の効果なのかなと思っています。

具体的にどのようにやるかということは、先ほど内閣府から御説明がございましたが、支援内容と支援対象、縦軸と横軸に分けています。要は、上段と下段に分かれて考えますと、上段が、資金支援の担い手、すなわち、資金分配団体です。こちらを支援しよう、その担い手の育成を支援しようという、一つの категорияがある。もう一つは、現場で活動を行う、民間公益活動の実施をする担い手の育成という категорияがあります。それぞれの categoria において、①～④の支援内容を組み合わせながら事業を実施していただいているかどうか。活動支援団体がつくる活動支援プログラムを、組み立ての前提としては、支援対象と支援内容の分野の組合せで実現していただきたいということでもあります。いろいろな議論をした中で、今、このような立てつけで御提案させていただいて、事業計画に盛り込ませていただいているということでもあります。今申し上げたやり方であれば、いろいろな組合せ、多様な組合せが実現できるのではないかと考えておりますので、公募等に向けては、そういったところを、分かりやすく、丁寧に、この事業で目指す世界観も含めてお伝えしていくということなのかなと思っています。

公募につきましては、先ほど内閣府の御説明にもございました1月頃からということで、今年度中に御認可いただければ、速やかに1月から公募を始めるということでございます。幾つか、留意事項が下のほうにございます。お目通しいただければということですが、従来の事業のように、資金分配団体の事業と同様に、助成額の一部を管理的経費に充当することもできます。また、エリアを絞った形での事業提案、全国区での事業提案、様々なプログラムを御検討いただけるような立てつけにしてございます。もちろん評価もしっかりとやっていただきたいと思います。皆様、休眠預金という資金を活用して、活動支援というお取組をされる。その資金を使った事業において、どういう効果がもたらされたのかは、しっかりと自己評価をしていただくということでもあります。また、支援の対象者側がどのように実際に育成されていったかといったところの評価も含めて行っていただくといった趣旨で、書かせていただいております。また、審査に関して、活動支援団体と資金分配団体が併存するケースも想定した場合、資金の適切な区分管理、公募の公平性確保

のための必要な措置が必要ではないかと考えております。この辺りも、公募要領等にしつかりと書いて、皆様にも周知していくということを想定してございます。

こちらは、9月の審議会の資料です。参考に掲載させていただきました。

もう一つの出資事業も、どういう意図・目的を持ってこれを始めるのかということ、改めてJANPIAなりにまとめたスライドになってございます。出資制度の創設の意義はこれまでも議論されている内容ではあるので、それを踏まえて、もう少し踏み込んで考えてみたことが、このスライドであります。特に、書いてございます上段の箱、2つ目のところですが、ビジネスの手法を用いて社会課題解決に取り組もうとする事業者に向けた新たな資金調達の市場形成を目指すということでもあります。その市場形成に向けては、出資によってもたらされる社会的成果と収益性の実現の両立を目指すということでもあります。この難しさにつきましては、皆様からも御指摘をいただいているところでもあります。JANPIAの関係の中でも、業務改善プロジェクトチームというところで、こういったテーマについても関係者の皆様と意見交換なども交わしているところではあります。ここを実現するのだったら、どういうターゲットを絞って、支援を行っていくのか、出資を行っていくのかという辺りが、今後の公募における課題になってくるかと。実現していく世界観を下に書かせていただいておりますが、何よりも、既存の枠組みの中で、支援、出資、資金調達、融資ができていない領域が多分あるという仮説もあり、実際に伺ってみますと、そういったところがある。そういったところにこの資金を有効に活用いただきながら、かつ、収益性と社会的成果の両立を実現するという世界観でやっていただける先に、出資を実現していくということかと思っています。非常に難易度が高く、また、いろいろな資金、民間の資金を巻き込まなければ、これは実現できません。JANPIAからも発信をしながら、社会全体、企業、様々な方々に対しての巻き込みに取り組んでいくことがこれからの課題ということで、気を引き締めて取り組んでまいりたいと思っております。また、活動支援団体の枠組みを有効に活用させながら、この担い手の育成にもつなげていけたら、今説明申し上げましたような世界観を実現できるのではないかと考えているところでございます。

事業の方針としましても、従来からも議論させていただいておりますファンド出資型と法人出資型の2つを用意しているということでございます。ファンド出資型におきましては、JANPIAからファンドに出資もしますし、民間の資金も集めていただいて、そこから社会課題解決に向き合う事業者に出資をしていただくという枠組みです。ファンド出資につきましては、一定のファンドの存続期間なども設定されますが、法人出資型の場合は、社会課題解決のこういったところに支援をしたいという目的、特定の目的で、法人を設立していただく株式会社です。そこに対して、資金を集め、出資を行う。JANPIAは、一定の期間に出資金を引き上げるような想定もあたりはする。それは事業計画の本体にも書いてありますが、その辺りを含めると、長い期間、出資をして支援をしていくということを想定した場合には、法人出資型がむしろ適切なのかもしれない。フィットするということなのですけれども、その辺りに違いがございます。その他、詳細は下段に書かせていただい

ておりますので、確認いただけたらと思います。いずれにしても、取組の手法等の多様性を確保しながらも、休眠預金の事業としての適格性・適切性を担保するような枠組みで公募も進めていきますし、これから、資金出資契約、法人出資型においては株主間契約書などを作成いたしますが、そういったところに網羅的に反映していくという移行を進めていくという状況にある。こちらを御報告させていただきたいと思っております。

公募は、1月後半くらいを予定しておりますが、スタートさせるということで、説明、制度の周知をしっかりとやってまいります。また、出資に関する専門部署もJANPIAに立ち上げ、今、準備室などがございますが、こちらが1月から本格稼働する。また、投資審査会も、専門家の方にお声がけもしながら、鋭意打診中という状況であります。この次のスライドで出てまいります。公募選定のプロセスの適切なタイミングで関与いただけるような体制構築を進めてまいりたいと思っております。また、利益相反等もしっかり配慮しながら、人選などを進めてまいります。

公募の進め方でございますが、公募要領を公開してから、出資、契約締結辺りまでのタイミングで、一定期間が必要だと思っております。類似したスキームで運用されていらっしゃる比較的公的な機関でのファンド事業を参考にしながら、進めていくこととなります。まずもって、書面審査、その次に、公募で御応募いただいた団体の法人としての事業の運営に関する適格性みたいなところを審査させていただくデュー・ディリジェンスも丁寧に行いますし、二次審査の中では投資審査会のメンバーで適切な審査を行っていただくといった流れで、大まかには考えてございます。実際に走りながらやっていくという状況でございますので、この辺り、関係各位、また、内閣府にも御支援いただきながら、丁寧に進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、評価、インパクト・レポートを、資金分配団体には、作成し、公表いただくということでございます。情報公開につきましても、御覧のとおり、アンダーラインを引いたところを重点的に公開いただくわけですが、実際のところ、法人の権利、その他正当な利益を損なわないといったところに留意しながら取り扱うこともまた大切かと思っております。この辺りも、留意して取り組んでまいります。

あとは、11月以降の状況ということでまとめてございます。

こちらの表は、前回提示した資料の最新版ということで御理解いただきたいと思います。また、採択の状況等も、こちらにございます。ちょうど通常枠の第2回目の公募を締め切りましたという感じで、それなりの数の団体様から御申請いただいている状況であります。前回追加いただきました10億、この枠の中には3億の活動支援団体向けの枠もありますので、その残余额の中で採択が進むと御理解いただけたらと思います。緊急枠は、まだ余力と言ったら語弊があるのですが、今、より一層、緊急枠から通常枠への展開や発展的な活用法も公募説明会等で周知しておりますので、緊急枠へのニーズも少し増えてくるのではないかと期待しているところでございます。

公募に向けての説明会等も各地で実施しておりますという報告です。

企業との連携です。実行団体、資金分配団体側のニーズと企業側のニーズをマッチングしていくという取組を加速させていきたいということで、まず、九州でやりましたという報告です。全国、何か所かでも、今後、来年度に向けて、また展開を図ってまいりたいと思います。

情報発信等も、様々な場面を活用しながら取組をしているという報告をまとめてございます。

情報検索サイトを用意しております。10月に、リリースいたしました。団体名、事業名、フリーのキーワードからと、いろいろな形で検索して情報を閲覧できるようになってございますので、こういったところの活用も進めてまいりたい、周知も図ってまいりたいと思っております。

最後です。3月公開に向けて、総合評価を進めております。鋭意まとめつつあると。2019年度の事業完了の資料などからひもときながらではあるのですが、それだけにとどまらず、その事業に関与したJANPIAの担当職員、プログラム・オフィサーと対話なども行いながら、支援の評価を行うということで、準備をしております。御覧いただけたらと思います。

私からの説明は、以上です。

○小河主査 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。先ほど内閣府及びJANPIAから御説明いただきましたが、これらに対する御質問、御意見を含めて、どなたからでも結構ですので、御発言があれば、お願いいたします。御発言されたいことがありましたら、「手を挙げる」のボタンを表示していただきましたら、私から御指名させていただきます。いかがでしょうか。

白石専門委員、お願いいたします。

○白石専門委員 御説明をありがとうございました。

2つの新しい事業がスタートすることに対して非常に期待しています。

JANPIAさんに、質問が2つあります。

1つは、活動支援団体のこの新しい事業について、今までの資金分配団体に対する支援では空白地域があったというお話がありました。先ほどのお話で、今まで累計260団体近くを支援してきた中で、まだ面的にできていないところがあるということですが、具体的に、例えば都道府県などでどこがなかなかできていないのか、どうしてできていないのかという分析があれば教えていただきたい。

2点目は、総合評価につながる話かもしれませんが、お話の中にあつた世界観という観点で、今回の活動支援団体に対する支援と資金分配団体に対する出資事業の2つを新たに行うことによって、3年から5年後ぐらいの中期的な世界観は何なのか。3年後から5年後にどんな姿になっていたら、この2つの事業を始めて成功だったと言えるのか、そんなイメージがあれば、この場で共有いただけたらと思います。

以上です。

○小河主査 ありがとうございます。

それでは、JANPIAの大川さん、よろしいですか。

○大川事務局長 2つの御質問をありがとうございます。

活動支援団体といえますか、資金分配団体の空白、面的な広がりのところでは少し欠ける部分と言ったら分かりやすいかもしれません。その辺なのですが、エリア的に、今すぐ図が出せればよいのですが、準備ができていなくて申し訳ないのですが、例えば、分かりやすく言いますと、東海エリアでいきますと、名古屋、愛知県には資金分配団体はありますが、静岡にはないですし、岐阜にもないですし、三重県にもない。関西でいきますと、奈良にもないですね。兵庫も、たしかない。あるところとないところが全国にばらけている感じであります。四国にないという話は何回となくお伝えしてきていて、今もって資金分配団体はないのですが、一方で、担い手の候補者になり得るような、例えば、コミュニティ財団といった助成事業を行い得る団体、中間支援的な組織ができつつあるという状況もあります。関係者の皆様の御努力でそういった枠組みがつけられつつあるということなのですが、そういった方々が資金分配団体の担い手の候補先としてはあり得るのかなと思っています。例えば、九州とかは割とあるのですが、鹿児島にはないとか、中国エリアは、岡山にも実はないので、広島が中国5県というブロック単位でやっているのですが、そういう意味では、中国エリアは、一通り資金分配団体は存在しているのですけれども、県単位でいくと、広島にはあってもほかにはないという、地域的な違いがあります。東北も実はあまりない感じでありまして、仙台にはあります。ただ、秋田、青森、山形にもない。数えますと、十数県くらいはない感じでありまして、面的な広がりや伸び代はまだあると理解をしているところであります。その解決の手法としては、先ほど申し上げましたように、活動支援団体の支援のプログラムの中で、例えば、地域の担い手を育成するみたいな設計の事業、活動支援プログラムがあるとすれば、そういったものが活用されて、資金分配団体の担い手が育成されていくということはあるかなと思っています。そういったところに大きな期待を寄せていますし、私どもが公募要領等を説明していく過程では、そういったところを重点的に説明していけたらいいかなと思っています。

もう一つは、世界観という言葉を手先ながら使わせていただいているのですが、実際に、この先、前回もたしか同じような御質問をいただいたかもしれませんが、JANPIAとしてビジョンをどう思っているか。ここまでの振り返りをまさに総合評価でまとめようとしているわけでありまして、担い手という言葉が適切か分かりませんが、分かりやすく言えば、休眠預金の事業の担い手の方々が、数も相当増えてきている中で、同じ団体さんが複数の事業をやっているケースもありますし、新しい方々が参入できる環境はこれからようやく活動支援団体という枠組みの中で整っていくのだろうと。また、出資という事業が具体化していく中で、従来ですと、事業をスタートさせようといった際の資金調達の手段で、若干選択肢が少なかった方々に対する選択肢が増えていく。そういった中で、社会課題解決の手法は、従来の取組もあれば、ビジネスの解決からの導入、入り口もあり、多様性が

すごく増していくのではないかと。社会課題解決の手法も多様性も増えながら、いい形で総合的に循環していく。例えば、企業を巻き込みながら、お金の流れをつくっていきますので、金融機関さんも巻き込まれていく。いろいろな意味で、社会課題解決に向き合うプレーヤーの方々が増えていく世界観が恐らく実現されていくのではないかと。そういうことを期待はしておりますということが、私からのコメントになるかと思えます。いかがでしょうか。

○白石専門委員 ありがとうございます。

○小河主査 よろしいですか。

ありがとうございます。

小林専門委員、お願いします。

○小林専門委員 よろしく申し上げます。今日は出先で、先に出ないといけないので、コメントだけ失礼します。

2点あります。

公的資金で市場の民間資金と同じことをしてもあまり意味がないので、金融の多様化、新しい資金需要者・資金提供者をしっかりと掘り起こしていくという視点を、ぜひ常に持っていたいただけたらありがたいと思っております。

また、2点目なのですが、休眠預金が原資であるので、もちろん大切に使わないといけないということは理解しているのですが、高い金銭的リターンを求めるものであれば民間のお金で十分だと思うので、休眠預金としては民間ではなかなか難しい非財務的な成果を重視していただけると非常にありがたいと思っております。

以上です。

○小河主査 ありがとうございます。

何か、コメントはありますでしょうか。

○大川事務局長 御意見、御指摘をありがとうございます。

先ほども説明の中で申し上げましたが、関係者、例えば、現存の資金分配団体の皆様あるいは出資事業に関心をお持ちの皆様との対話などの場面でも、まさに小林先生からの御指摘のようなところを、私どもも十分に理解しながら、やっていけるようなところを、目指してまいりたいと思っております。

とりわけ休眠預金の事業で行う部分について、評価と簡単に先ほどは触れましたけれども、今までのインパクト評価の取組の延長線上にとどまらず、この出資事業での成果・評価の測定の仕方は、横でしっかりと考えながら、走らせながら、やっていくということで、事業目的にかなった成果を出していただけるような流れをつくってまいりたいと思っております。またこちらもぜひ皆様からの御意見や御指摘をいただけたらと思っておりますので、引き続き、よろしくお願いします。

以上です。

○小河主査 ありがとうございます。

曾根原専門委員、お願いします。

○曾根原専門委員 説明をありがとうございました。

私も、大川さんの説明の中で、世界観という言葉は、とても共感をして聞いておりました。どういう視点で共感したかと申しますと、以前のこのワーキンググループからも何回かお話ししておりますけれども、いよいよ助成から出資という新しい資金の融通の在り方が始まるということにおきまして、今までのこういった社会的分野ですと、助成文化は根づいておったのですけれども、出資の文化はまだそれほど開拓されていない状況の中で、その新たな多様性のある資金融通の仕組みが始まるという意味において、新しい世界観ができるのではないかと、聞いておりました。

その中で1点、意見です。私自身、出資における分配団体の理想像とはどんな形だろうかと考えたときに、こんな形が一つはあるだろうと、聞いております。出資における分配団体が2つの機能を有していると、非常に効果的な成果が出るのではないかと考えています。2つの機能において、まず1つ目は、当然、出資ということですから、金融等をはじめとしたファイナンシャル分野での経験とスキルの機能を持っていること。もう一つは、この休眠預金がテリトリーとする3つの分野、特定の事業分野の事業経験・スキル・ノウハウ、団体として有している機能というのです。言うなれば、金融といったファイナンシャル分野のスキル・経験の機能と特定分野での事業の経験・スキル・ノウハウといった機能の両方を持っている分配団体があれば、2つの車輪がうまく回って、効果的な成果が出るのではないかと、私どもは勝手に考えております。今まで、国が様々なファンドを組成するなどということがありましたね。ファンドを組成すると、どちらかという、金融、ファイナンシャル分野に特化したプレーヤーの人たちがそれを運用するケースが多くて、特定分野のノウハウを持っている方が少ないということがあったのではないかと思います。その結果として、私が活動している分野へのヒアリングや質問がありまして、地域でどこか出資をするような団体がないかといった問合せを多々受けたこともありました。いよいよ来年1月から公募が始まるということですので、公募をした際、その後の審査における採択基準として、そういった2つの機能を有しているかどうかということも、一つの基準として、どこかに明文化するかどうかは別として、お考えいただけるといいのではないかと、聞いております。大川さん、いかがでしょうか。

○小河主査 ありがとうございます。

大川さん、よろしいですか。

○大川事務局長 御指摘、御意見をありがとうございます。

まさに、おっしゃられますように、金融の手法を導入するということではありますので、その領域の専門性、また、出資事業、ファンド運営での実績がある団体様が、まずは担い手であるということが一つ。もう一つは、社会課題解決にどう活用していただくのかという文脈でいきますと、3つの事業分野、領域の専門性、あるいは、その領域での支援活動の実績があるといったところです。両方を兼ね備えていれば非常にベストであるというこ

とは、言うまでもないと理解しております。ただ、そういう団体や法人が実際に存在するかというと、関係者にヒアリングをしますと、なくはないと皆さんはおっしゃるのですが、たくさんはないということではありますので、初期の段階では、ある程度、そこがしっかりとできる団体様にお願いできるような流れではないかと思いつつも、もう少し先を見据えた場合に、そういった両方の機能を兼ね備えた担い手が増えていくことも、この事業の展開には必要不可欠であると解しております。そういう意味では、先ほどの説明でも少し触れましたが、活動支援団体の機能が、そういったところの支援に、もしかしたら活用できるのかもしれない。こういったところも少し視野に入れながら、進めてまいりたいと思います。もちろん公募の際の選定の基準としてはその両方の専門性は必要であろうとは思っていますので、組み込みつつも、現実的に、その両方を兼ね備えている団体さんが各地に潤沢にいらっしゃるのかと言われると、そうでもない状況だということも踏まえて、丁寧に審査も進めていくということかと考えております。

以上でございます。

○曾根原専門委員 ありがとうございます。

私も、2つの機能を備えた分配団体はそう多くはないと思います。複数の団体あるいはプレーヤーを組み込むことによってその機能を果たせるような形にすることは、あり得るのではないかと考えております。よろしく申し上げます。

○小河主査 玉田専門委員、お願いいたします。

○玉田専門委員 ありがとうございます。

曾根原委員の話の延長になるのですが、出資と並行して活動支援も希望することはできるのでしょうかという質問が1つ。

もう一つ、私は、地域の中間支援NPOを運営していますが、活動支援団体の公募につきましてはできるだけハードルを低くして、地域で活動している小さな中間支援団体でも手を挙げられるような形にさせていただけたらと思います。

私からは、この2点です。よろしく申し上げます。

○小河主査 これも、大川さんですね。

○大川事務局長 ありがとうございます。

私の理解が不十分で、申し訳ありません。最初の御質問の趣旨は、出資を受ける側のお話という理解でしょうか。出資を受ける、要は、実行団体になるところで、活動支援団体の支援も横で受けながらということが実現可能ですかという御質問でございますか。

内閣府に確認できたらと思います。

○田中参事官 実行団体が出資を受けて、かつ、活動支援団体から非資金的支援を受けることは、可能と考えています。一方で、実行団体が助成と出資の両方を同じタイミングで受けることは難しいと思っています。例えば、助成を受けて、助成事業が終了した後に、実行団体が出資を受けることは可能ですが、同じタイミングでやることは難しいと思っています。活動支援団体は非資金的支援なので、これからの課題ですけれども、活動支援団

体でそういう出資に対する非資金的支援の内容が確立されれば、実行団体が、出資を受けながら活動支援団体からアドバイスも受けるということは、十分あり得るケースかと思えます。

○大川事務局長 どうもありがとうございました。

念のため、内閣府にも確認させていただいたということで、大変失礼いたしました。

後半の御質問、御意見としまして、活動支援団体の担い手で、中間支援という役割を担っていらっしゃる比較的小規模の団体さんも各地にはいらっしゃるという御指摘であります。これは、全くそのとおりだという理解でございます。一方で、ハードルを低くしてというコメントもいただいているところなのですが、活動支援団体の目指す、世界観という言葉をもたせてしまうのですが、その一つの要素としては、中間支援の機能強化もあるのかなと、私は理解しております。中間支援自身が、より機能を強化し、資金的な面で厚みを増す中で、その支援の質や量を高めていくということにつながるわけですから、そういう意味では、中間支援の機能強化に、活動支援団体に向けた助成金は、有効に作用していくのだろうとは思っています。一方で、ハードルを下げるという表現をいただいたところは悩ましいなと思っています。ある程度、活動支援団体自身は、一方で、休眠預金における中間支援機能を有する資金分配団体の育成も担うわけですね。そうすると、先生の先生みたいな感じになるというか、先生ではないのですけれども、支援の担い手を支援する側の方々の、例えば、活動の基盤、組織基盤、資金面での体制面がある程度は確保されていないと、なかなか適切な支援も難しいのではないかなということが、一つ、考え方をしてはあるかと思っています。大きい・小さいで判断するという話ではなくて、そういった面での事業目的、活動支援プログラムにかなった体制面が整っているかどうかというところをしっかりと確認させていただくこと、この活動支援団体の機能がしっかりと動いていくようなものを考えていくことが大事ではないかと思っています。ただ、御指摘の点につきましては、踏まえて考えていければと思っていますので、引き続き、お願いしたいと思えます。

以上です。

○田中参事官 1点、補足させていただいてよろしいでしょうか。

玉田先生からは、ハードルをなるべく低くして使いやすくという御趣旨の御発言だったかと思えますけれども、今回の活動支援団体の助成は3億円を目安としていますが、1活動支援当たりの上限は設けていないところでございます。支援対象区分を2つ、支援内容を4つで分けてはいますが、活動支援団体が選べるような形になってございます。活動支援団体といっても、大きな団体から、小さな団体をピンポイントで支援するようなどころもあるかと思えますので、そこはニーズに応じて活動支援プログラムをつくって公募をいただく、そういったものを審査していくということになるかと思えます。もちろん、非資金的支援によってどういった効果があったかとかをきちんと検証することは必要ですが、支援する内容については、かなり幅を持って、柔軟性を持って、制度を仕組ん

だところがございますので、説明会等で、こういう柔軟なシステムですというところもアピールしながら、きちんと説明していければと考えてございます。

○小河主査 ありがとうございます。

栗林専門委員、御意見や感想は特によろしかったですか。

○栗林専門委員 活動支援団体が増えていって、いろいろなノウハウを地域で蓄えていくということは、すごく夢があるというか、新しい自治をつくっていけるのではないかと聞いています。この活動支援団体の申請のハードルはなるべく下げただけいたらと思います。

以上です。

○小河主査 ありがとうございます。

内閣府あるいは大川さん、特にコメントはよろしいですか。

○大川事務局長 JANPIAです。ありがとうございます。

今、またハードルという御意見をいただいたところではありますが、私どもは、先ほど、内閣様からも、御指摘といたしますか、御意見といたしますか、御助言をいただいたとおりでありまして、事業を申請いただく活動支援プログラムの内容に応じて、申請団体の組織基盤や運営体制、その活動支援プログラムを実施いただく体制面での問題点、課題点がないのかといったところはもちろん審査の中でしっかり確認させていただきます。申請のハードルで、何ををもってハードルと言うかはすごく難しいところなわけですけれども、これまで実際に資金分配団体との対話で休眠預金の事業を実現してきた中では、ある程度は最低限必要な要素が当然あります。こういったところができていないと、あるいは、体制面でここまではできていないと、資金分配団体として日々の活動支援の実施に当たって支障が生じるケースもあると。また、そういうケースも実際に目にしてきました。そこを踏まえると、ある程度、ハードルという言葉はあまり適切ではないと思うのですけれども、求める形式要件みたいなところは必要なものだと思っています。2019年に事業を開始してから今日までを踏まえれば、高い・低いでいえば、大分下がってきているという認識が私どもにはあります。今の基準なりが今もって高いと皆さんの目に見えたとすれば、見直すべき要素もあるのかもしれないから、そういう視点ではしっかりと確認はしながらやっていきたいと思っています。また、資金分配団体の選定の基準として持っている形式要件のようなものと活動支援団体に求める要素は同じであるべきなのかあるいは少し変えるべきなのか、その辺は、これからの公募要領をつくる場面でも、もう少し確認もしながら丁寧にやっていきたいと思っています。ぜひその辺は御了解いただければと思います。

補足であります。

○栗林専門委員 もう少し意見をいいでしょうか。特に子供の貧困という問題に私たちは取り組んでいるのですけれども、活動をすればするほど、子供たちの幼少期、できれば小学校に上がる前の子供たちへの支援、そこに対する人的投資みたいなものはすごく重要だと思っているのですけれども、その人的投資ができる方々で、こういう書類を申請したり、

評価をつくったりということが結構苦手な方たちが多いと思うのですね。そういうグループがある一方で、地域には若い人たちがいろいろなスキルを持っている団体もいるので、そういうところが連携して休眠預金に申請して、いろいろな意味で、事業実施、組織の運営、広報とかのいろいろなことをできるようになっていくといいなと思います。これまでも、団体のコンソーシアムを組んで、1団体ではできないのだけれども、何団体か一緒に休眠預金を利用している団体とかをもっと事例として伝えていただけると、自分たちでは休眠預金は到底無理だと思う団体も、横の連携をつくって申請するというのが生まれてくるのかなと思って聞いていました。こういう休眠預金を利用することが苦手な方たちの力も、子供の貧困という問題を解決するためにはなくてはならない力だと思うので、そこをどう取り込んでいけるかということも検討していただけたらいいと思います。

○小河主査 ありがとうございます。

特にコメントはよろしいですかね。

曾根原委員、お願いします。

○曾根原専門委員 今、大川さんの発言を聞いておって少し違和感を覚えたものですから、申し上げたいと思うのですが、玉田さんと栗林さんのおっしゃる活動支援団体における「ハードル」という言葉の意味合いと、先ほど大川さんがおっしゃられたハードルという意味合いが、少し食い違っているのではないかと感じて、発言をします。大川さんは、申請における形式要件や基準におけるハードルという面をおっしゃられたと思うのです。一方で、今、栗林さんが具体的な事例でおっしゃられましたけれども、子供の貧困などといった特定分野において、特定課題を解決するノウハウを持っていらっしゃるような方が気軽に申請できるような素地をつくるのが大切であるということを言っているような気がするのです。そこで少し食い違いがあったような気がして、発言をさせていただきました。

栗林さん、いかがでしょうか。

○栗林専門委員 気軽に申請とまではいかないにしても、今少し御説明したように、そういうことができるスキルがある団体と子供に対する関わりができる団体みたいなところが連携して、この申請をして、地域のいろいろなスキルがアップしていくという流れをつくれたらいいのではないかと考えています。

○小河主査 大川さんから、何かコメントはありますか。

○大川事務局長 今の栗林さんからのお話のようなところは、実際のところ、そのように連携をしながら申請をされる団体さんも多くいらっしゃいますし、それぞれの専門性を生かした形で地域の課題解決に向き合う皆様が連携して取り組む事業も当然ございます。それはそういった形でどんどん進めていただければと思っていますし、また、私どもからもそういったものも推奨させていただいているということが今の状況でありますから、そういう意味では、そこは引き続きよりよい形で皆様に御活用いただけるように進めていただくような形かと思っています。私どもはそこを推奨していくという考え方でございますの

で、その意味では、特に食い違いはないかと思っています。逆に言いますと、例えば、資金面で、実際の資金使途といいますか、使途制限みたいなところも、ある程度は柔軟に考えていまして、その事業の目的、成果創出に必要な支出であれば、よほどおかしな支出でなければ、ある程度は対象になるという整理をしておりますし、これは駄目、あれは駄目という制度にはなっていません。その辺りの柔軟性を皆様に有効に活用いただきながらこれまで事業を展開していただいているのかなとは思っていますので、現状の私どもがもしハードルが高いと思われているとすれば、私ども自身に取り組んできたこと、皆様に実際にこのように活用いただけているという事例などの御紹介がまだ十分に足りていないのかなとも、今、感じましたので、栗林さんからも事例などをというお話もございましたので、その辺りの事例紹介もしっかりと丁寧に皆様にお伝えしながら、いい形で皆様に御活用いただけるように、私どもも引き続き努力してまいりたいと思います。御指摘をありがとうございます。

○小河主査 ありがとうございます。

最後、時間がなくてあれなのですが、私からも幾つか伺いたいことと意見を述べさせていただきます。

今、総合評価はまとめていただいているということなのですが、これまでの間に大きな成果があったことはもちろん存じ上げています。先ほどから御説明があったように、例えば、資金分配団体の空白はありますけれども、実際にコミュニティ財団があるようなところもあったり、どうもあえて休眠預金を使っていないところもあったり、あるいは、特に全国組織的なところで、1回資金分配団体になったのだけれども離れてしまったという団体も、残念ながらありますよね。その辺は、本当に両面で、もともとこの仕組みは社会実験だということやってきたところもあって、チャレンジのいろいろなところでまだ道半ばというところもあるので、よかった点と課題が残っているというところの両方をしっかりとまとめていただきたい。そういうところが、これからこのお金を使っていただくことをさらに広げていくために、本当に大切ではないかと思っています。

そういった点で、具体的に言うと、今回、ソーシャルインパクト、社会的インパクトについて、特に出資のような分野については、こういった物差しではかかっていくのはいいのですが、私もずっと以前から言っていますけれども、先ほど栗林さんが言ったように、子供の貧困や若者の貧困、大変困難を抱えている人たちに対してのこの物差しが果たして適切なかどうかということは、いろいろな声もあります。そういう意味では、きちんと評価もしなければなりません。新しい軸も検討していただければと思っています。

私の話で2時になってしまいました。申し訳ありません。以上です。

よろしいでしょうか。

それでは、これを持ちまして意見交換を終わらせていただきたいと思います。

最後に、事務局から、事務連絡をお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○田中参事官 どうもありがとうございました。

基本方針の改正案、基本計画の変更案、また、JANPIAの事業計画及び収支予算の変更案等につきましては、本日いただいた御意見及び18日に開催予定の審議会での御意見も踏まえ、必要な調整を行った上で、内閣総理大臣による決定・認可に向けて、速やかに手続を進めてまいりたいと思います。

次回の会議日程につきましては、後日、事務方から、御連絡させていただきます。

以上でございます。

○小河主査 それでは、これにて本日の議事は全て終了いたしました。

ありがとうございました。